

今回のテーマ：～労働契約法改正～定年後、再雇用者への対応が必要！③

Q. 再雇用している従業員への無期転換ルールへの対応策「継続雇用の高齢者の特例」の具体的な手続き方法を教えていただけないでしょうか？

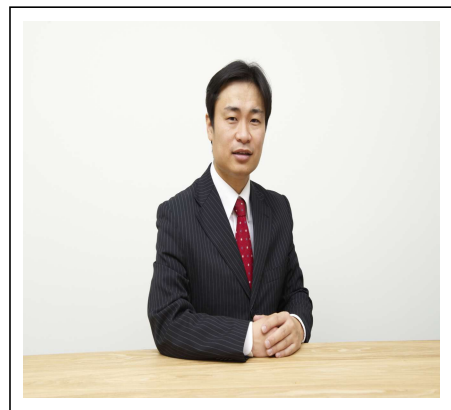
A. 多くの会社の就業規則では、60歳定年そして、65歳まで有期雇用により再雇用という規定になっているのではと思います。このような場合であっても、中小企業では人出不足の問題も相まって65歳で従業員に退職してもらうことなく、その後も再雇用していることが多いのが事実です。この場合も前回までお話しした無期雇用転換（有期労働契約が反復更新されて「通算5年」を超えたとき、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約、すなわち「無期労働契約」に転換される）の問題を抱えるので、一定の対策が必要です。それが「継続雇用の高齢者の特例」を申請することです。

具体的には第二種計画届というものを作成し都道府県労働局長の認定を受けることで定年再雇用の高齢者については、無期転換申込権が発生しないというものです。この届は、雇用均等室に届け出ることになります。第二種計画届提出の際には、添付書類（就業規則の定年・再雇用規定のページコピー、高年齢者雇用推進者の選任を確認できる資料等）が必要です。インターネットで、「第二種計画認定・変更の申請要領」というものを見ていただくと具体的な書き方、添付書類も分かりますので、みていただけますと幸いです。

第二種計画届を作成し雇用均等室に届け出る！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！